5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　雑則

この条約の規定は、次のものによって現在又は将来認められる非課税、免税、所得控除、税額控除その他の租税の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

(a)　一方の締約国が課する租税の額を決定するに当たって適用される当該一方の締約国の法令

(b)　両締約国間の他の二国間協定又は両締約国が当事国となっている多数国間協定

第二十七条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十年二月十七日にクウェートで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
武藤正敏

クウェート国政府のために
ハリファ・M・ハマダ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国政府及びクウェート国政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第四条1の規定に関し、

(a)　「一方の締約国の居住者」には、次のものを含むことが了解される。

(1)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金

(2)　当該一方の締約国が資本を所有する組織、機関又は団体（当該一方の締約国が当該一方の締約国以外の一又は二以上の国と資本を所有するものを含む。）であって、当該一方の締約国の法令に基づいて設立されており、かつ、宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの

(b)　さらに、クウェートについては、「一方の締約国の居住者」には、次のものを含むことが了解される。

(1)　クウェートの国籍を有する個人（当該個人が、クウェート内に実質的に所在し、又は恒久的住居若しくは常用の住居を有し、かつ、当該個人のクウェートにおける人的及び経済的関係が、クウェート以外の国における人的及び経済的関係よりも密接である場合に限る。）

(2)　クウェートにおいて設立された法人であって、クウェート内に本店又は主たる事務所を有するもの

2　条約第五条6の規定に関し、一方の締約国の企業が当該一方の締約国内で他方の締約国の企業の独占販売業者として活動し、又は他方の締約国の企業と独占販売契約を有するという事実のみによっては、いずれの一方の企業も、他方の企業の恒久的施設とはされないことが了解される。

3　条約第七条の規定に関し、建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事のための活動から得られる利得については、恒久的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられるものとすることが了解される。

4　条約第八条の規定に関し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含むことが了解される。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a)　裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b)　物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー（コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得

5　条約第十条3の規定に関し、同条3に規定する法人には、日本国の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に基づいて設立された団体であって、日本国の租税に関する法令に従って日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができるものを含むことが了解される。

6　条約第十一条の規定に関し、同条2の規定にかかわらず、クウェート内において生ずる利子であって、日本国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者であるものに対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。

7　条約第十三条2の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(b)　クウェート証券取引所

(c)　同条2の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場